

電子申請方式の実証実験実施要領

1 実証実験の概要

実証実験に参加する共済契約者等は、専用サイトを通じ、予め建退共本部が指定した期日までに実験参加被共済者ごとの1月分の就労実績を取りまとめて建退共本部に報告し、建退共本部はこの就労実績の報告に基づき、共済契約者等が予め払い込んだ掛金所要額から当該被共済者の掛金へ充当する。

2 実証実験期間

- (1) 平成30年1月～6月を実証実験期間とする。
- (2) 原則として、平成30年1月以降に工事が実施される現場を対象とし、各企業1現場とする。

3 現場選定

実証実験は、現場の選定を関係者に依頼するとともに、モニターの公募を行い、十数現場を目途とする。

4 モニター公募期間

平成29年10月16日（月）から平成29年11月15日（水）

5 実証実験の実施方法

- (1) モニター決定後の手続
 - ① 参加企業は、専用サイトに登録する。機構は、参加企業に対して専用サイトのID及びパスワードを通知し、専用サイト内に参加企業の掛金残高管理勘定を設ける。
 - ② 参加企業は、共済証紙の購入、貼付、消印及び受払簿の記入の事務を機構に対して委託する。
 - ③ 参加企業は、実験現場に就労する被共済者の承諾を得て、被共済者名簿を作成する。
- (2) 被共済者に対する掛金の充当
 - ① 参加企業は、次のいずれかの方法により、掛金の払込を行う。
 - イ ペイジー（Pay-easy）の収納サービスによる払込
 - ロ 既に購入した建退共証紙を機構に預託
 - ハ 定期的な口座振替
 - ② ①により払い込まれた掛金について、機構は、専用サイト内の企業の掛金残高管理勘定の残高（以下、「退職金ポイント」という。）として管理する。
 - ③ 参加企業は、毎月1回、被共済者の就労実績を取りまとめて、機構に対して専用サイトを通じて報告する。
 - ④ 機構は、③の報告に応じて退職金ポイントから被共済者ごとの掛金納付実績に充

当する。

⑤ ④の後、機構は、被共済者ごとの掛金充当実績を参加企業に対して通知する。

(3) 実証実験期間終了後

① 実証実験期間終了後に、参加企業に対して、アンケート調査を実施する。

② 実証実験の対象現場については、実証実験期間終了後も電子申請による掛金納付を可能とする。

(4) その他

① 実証実験期間中は、機構が、参加企業の共済証紙の購入、貼付、消印及び受払簿の記入の事務を代行する。

② 機構が開催する運営ワーキンググループ会議へ出席する場合がある。

6 実証実験に関するお問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

電話 03-6731-2838 (実証実験ヘルプデスク)